

## 北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に断固抗議する決議

北朝鮮は、8月29日、9月15日とたて続けに北海道上空を通過する中距離弾道ミサイルを発射した。

また、9月3日には、過去における国連安保理決議や六者会合での共同声明、さらには我が国との日朝平壤宣言に違反し6回目となる核実験を強行した。

国連安保理は、今回の核実験を受けて9月11日に北朝鮮に対する原油や石油精製品の輸出量に上限を設けるなどの制裁決議を採択したが、北朝鮮はこれら国際社会の声を無視してその直後にも弾道ミサイルを発射し襟裳岬の東約2,200kmの太平洋に落下させた。

我が国においては、日本の上空を通過する度重なる弾道ミサイルの発射により、全国瞬時警報システム（Jアラート）による非常警戒態勢を強いられるなど、国民に大きな不安と脅威を与えている。

北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、広く国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、我が国政府においては平和的解決に向け関係諸国との連携を強化しながら、国家の安全を確保して国民の不安を払拭すべく万全の措置を講じられるよう強く求めるものである。

本市議会は、北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射は断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議するとともに断固として非難するものである。

以上、決議する。

平成29年9月26日

二本松市議会